

## 経済産業省

平成 18・10・24 貿局第 1 号  
輸入注意事項 18 第 17 号  
経済産業省貿易経済協力局

「原産地及び船積地の解釈について」(昭和 34 年 2 月 16 日付け輸入注意事項 34 第 10 号)の一部を改正する規定を次のとおり制定します。

平成 18 年 10 月 27 日

「原産地及び船積地域の解釈について」の一部改正について

「原産地及び船積地の解釈について」(昭和 34 年 2 月 16 日付け輸入注意事項 34 第 10 号)の一部を改正し、平成 18 年 11 月 9 日から施行します。

### 記

記の 1 を次のとおり改める。

#### 1 原産地

- (1) 貨物の原産地とは、当該貨物の生産、製造又は加工（この場合の加工には、選別、改装等を含めない。）の行われた場所の属する国又は地域をいい、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）68-3-5 の規定に準拠する。ただし、(2) 本文に規定する場合については、この限りでない。
- (2) 委託加工契約（所有権の移転しない場合に限る。）により加工された貨物については、加工前の原産地を当該貨物の原産地とし、原産地を異にする 2 以上の部品により構成されている貨物については、その主要部分の原産地を当該貨物の原産地とする。ただし、北朝鮮を加工地とする委託加工契約については、この限りでない。